

# 変更届の提出書類一覧

(変更後、10日以内に届出てください。加算の適用を受ける場合は、前月の15日までに提出をしてください。)

- ◆必要書類/ その他、参考になる書類がありましたら添付してください。
- ◆変更届提出先/ 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所 保健福祉支援部障害者福祉課 障害者支援係

変更事項	変更後内容を記載の必要書類						経歴書		相談支援 従事者研修 終了証(写)	従業者の 職務に関する 資格証(写)	実務経験(見込) 証明書		勤務体制 一覧表	指定に係る 誓約書	主たる対象 者を特定す る理由等
	変更 届出書	付表	別紙	履歴事項 全部証明書	運営規程	事業所 の 平面図	管理者	相談支援 専門員			管理者	相談支援 専門員			
1 事業所(施設)の名称	●	●			●										
2 事業所(施設)の所在地 ※電話・FAX番号が変わった場合は、必ず新しい番号を記載すること	●	●			●	●									
3 申請者(設置者)の名称 【法人名変更】	●			●	●										
4 主たる事業所の所在地 【法人本部・市区町村役所の移転】 ※電話・FAX番号が変わった場合は、必ず新しい番号を記載すること	●			●											
5 代表者(設置者)の氏名及び住所	●			●									●		
6 登記簿の謄本又は条列等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)	●			●											
7 事業所の平面図及び設備の概要	●					●									
8 事業所の管理者の氏名及び住所	●	●					●			●		●			
9 相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所	●	●	●		●			●	●	●		●	●		
10 主たる対象者	●	●												●	
11 運営規程	●	●			●										

## 加算に係る届出書について

- ◆特定事業所加算に係る届出書(相談支援事業所)
- ◆体制加算に係る届出書(相談支援事業所)  
それぞれの根拠となる研修終了証書等の写しを添付してください。

※体制等が変わり、対象ではなくなった場合にも届出が必要です。